

医師の働き方改革への準備セミナー Q&A

	質 問	回 答
1	道内の各医療機関がどの水準の適用となったかを、一覧で公開する予定はありますか。	「一覧」で公開するかは未確定ですが、特例水準が適用となった医療機関については、医療機関名と適用となった水準、医療勤務環境評価センターによる評価結果について、北海道のホームページに随時公開する予定です。
2	過去に宿日直の届け出をしたことを確認できますか。	保存期限が満了していないものであれば、所管の監督署に台帳が残っている可能性があります。ただし、許可書が見当たらない・無くしたという場合は、過去に許可された勤務実態と現在の勤務実態が異なると考えられますので、宿日直許可を取り直すことをお願いしています。
3	厚生労働省から示された「宿日直の許可事例」の中で、輪番制をとる医療機関の許可事例があります。当該医療機関では輪番日も含めて宿日直許可を得たのでしょうか。	輪番日を除いた宿日直について許可を得た事例です。
4	宿日直許可を受けている医療機関の一覧を公開する予定はありますか。	医療機関個別の情報は慎重に取り扱っており、公表の予定はありません。
5	宿日直許可を取った後に、対象としたい診療科が増えた場合や、手当額が変わった場合などは、許可の取り直しが必要ですか。	再度、宿日直許可を申請し直した方が良いと考えます。
6	「面接指導を行う医師について、医療機関の管理者自ら面接指導実施医師にはならないようにする」とされていますが、ここで言う「管理者」はどこまでを指しているのでしょうか。医療法上で、病院や診療所を開設する際に、管理者として届け出ることとなっている人（一名）が、働き方改革において面接指導実施医師になり得ない「管理者」である、ということでしょうか。	その通りです。